特定小売供給約款以外の供給条件認可申請書

営企料　第６号
2026年11月11日

経済産業大臣　赤　澤　亮　正　殿

福岡市中央区渡辺通二丁目１番82号
九 州 電 力 株 式 会 社

代 表 取 締 役
社長執行役員　中　村　典　弘

平成26年改正法附則第16条第４項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第21条第１項の規定により，次のとおり特定小売供給約款以外の供給条件の認可を受けたいので申請します。

料 金 そ の 他 の 供 給 条 件 の 内 容	別紙に記載したとおりであります。
実　施　期　日 及 び 実 施 期 間	実施期日：2026年12月１日 実施期間：別紙に記載したとおりであります。

別　紙

料金その他の供給条件の内容

１　適　用　範　囲

この特定小売供給約款以外の供給条件（以下「本供給条件」といいます。）は，特定小売供給約款（2026年９月28日届出。ただし，当該特定小売供給約款が認可または届出により変更された場合は，変更後の特定小売供給約款をいいます。以下「供給約款」といいます。）にもとづき電気の供給を受けるお客さまに適用いたします。

２　適　用　期　間

⑴　適用期間は，2026年12月の検針日から2027年３月の検針日の前日までといたします。

⑵　定額制供給の場合は，⑴にいう検針日は，そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし，供給約款の臨時電灯，農事用電灯，臨時電力および農事用電力Ｂで，料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間，または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は，⑴にいう検針日は，応当日といたします。

３　燃　料　費　調　整

燃料費調整とは，供給約款15（定額電灯）⑷もしくは供給約款18（公衆街路灯）⑴ロの電灯料金もしくは小型機器料金，供給約款16（従量電灯）⑴ニ，供給約款17（臨時電灯）⑴ハ，供給約款20（臨時電力）⑶イ，供給約款21（農事用電力）⑵ロ㈠もしくは供給約款附則３（公衆街路灯のお客さまについての特別措置）⑵の料金または供給約款16（従量電灯）⑵ニ，

供給約款16（従量電灯）⑶ホ，供給約款17（臨時電灯）⑵ハ，供給約款17（臨時電灯）⑶ロ，供給約款18（公衆街路灯）⑵ニ，供給約款19（低圧電力）⑸，供給約款20（臨時電力）⑶ロ，供給約款21（農事用電力）⑴ハもしくは供給約款21（農事用電力）⑵ロ㈡の電力量料金において，燃料費調整額を加えることまたは差し引くことをいいます。

４　料　　金

２（適用期間）に定める適用期間における，供給約款15（定額電灯）⑷もしくは供給約款18（公衆街路灯）⑴ロの電灯料金もしくは小型機器料金，供給約款16（従量電灯）⑴ニ，供給約款17（臨時電灯）⑴ハ，供給約款20（臨時電力）⑶イ，供給約款21（農事用電力）⑵ロ㈠もしくは供給約款附則３（公衆街路灯のお客さまについての特別措置）⑵の料金または供給約款16（従量電灯）⑵ニ，供給約款16（従量電灯）⑶ホ，供給約款17（臨時電灯）⑵ハ，供給約款17（臨時電灯）⑶ロ，供給約款18（公衆街路灯）⑵ニ，供給約款19（低圧電力）⑸，供給約款20（臨時電力）⑶ロ，供給約款21（農事用電力）⑴ハもしくは供給約款21（農事用電力）⑵ロ㈡の電力量料金は，供給約款に定める燃料費調整によらず，燃料費調整単価が別表（燃料費調整）１⑵ロ㈠，㈡または㈢により算定される場合は，別表（燃料費調整）１⑶によって算定された燃料費調整額を差し引くものとし，燃料費調整単価が別表（燃料費調整）１⑵ロ㈢により算定される場合は，別表（燃料費調整）１⑶によって算定された燃料費調整額を加えるものといたします。

５　そ　の　他

その他の事項については，供給約款に定めるところによるものといたします。

別　　表

別表（燃料費調整）

1　燃料費調整額の算定

⑴　平均燃料価格

原油換算値１キロリットル当たりの平均燃料価格は，貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき，次の算式によって算定された値といたします。

なお，平均燃料価格は，100円単位とし，100円未満の端数は，10円の位で四捨五入いたします。

平均燃料価格＝Ａ×α＋Ｂ×β＋Ｃ×γ

Ａ＝各平均燃料価格算定期間における１キロリットル当たりの平均原油価格

Ｂ＝各平均燃料価格算定期間における１トン当たりの平均液化天然ガス価格

Ｃ＝各平均燃料価格算定期間における１トン当たりの平均石炭価格

α＝0.0053

β＝0.1861

γ＝1.0757

なお，各平均燃料価格算定期間における１キロリットル当たりの平均原油価格，１トン当たりの平均液化天然ガス価格および１トン当たりの平均石炭価格の単位は，１円とし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。

⑵　燃料費調整単価

イ　基準となる燃料費調整単価

⑴　本供給条件における基準となる燃料費調整単価（以下「基準燃料費調整単価」といいます。）は，各契約種別ごとに次の算式によって算定された値といたします。

なお，基準燃料費調整単価の単位は，１銭とし，その端数は，小数点以下第１位で四捨五入いたします。

a　１キロリットル当たりの平均燃料価格が27,400円を下回る場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (27{,}400\text{円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{\text{２の基準単価}}{1{,}000}$$

b　１キロリットル当たりの平均燃料価格が27,400円を上回り，かつ，41,100円以下の場合

$$\text{基準燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 27{,}400\text{円}) \times \frac{\text{２の基準単価}}{1{,}000}$$

c　１キロリットル当たりの平均燃料価格が41,100円を上回る場合

平均燃料価格は，41,100円といたします。

$$\text{基準燃料費調整単価} = (41{,}100\text{円} - 27{,}400\text{円}) \times \frac{\text{２の基準単価}}{1{,}000}$$

(ﾛ)　各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された基準燃料費調整単価は，その平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価の算定に適用いたします。

a　各平均燃料価格算定期間に対応する基準燃料費調整単価適用期間は，ｂの場合を除き，次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	基準燃料費調整単価適用期間
2026年８月１日から 2026年10月31日までの期間	2026年12月の検針日から 2027年１月の検針日の前日までの期間
2026年９月１日から 2026年11月30日までの期間	2027年１月の検針日から 2027年２月の検針日の前日までの期間
2026年10月１日から 2026年12月31日までの期間	2027年２月の検針日から 2027年３月の検針日の前日までの期間

b　定額制供給の場合は，各平均燃料価格算定期間に対応する基準

燃料費調整単価適用期間は，ａに準ずるものといたします。この場合，ａにいう検針日は，そのお客さまの属する検針区域の検針日といたします。ただし，臨時電灯，農事用電灯，臨時電力および農事用電力Ｂで，料金の算定期間を契約使用開始日から翌月の応当日の前日までの期間，または各月の応当日から翌月の応当日の前日までの期間とする場合は，ａにいう検針日は，応当日といたします。

ロ　２（適用期間）に定める適用期間に使用される電気に適用となる燃料費調整単価

㈠　１キロリットル当たりの平均燃料価格が27,400円を下回る場合

燃料費調整単価＝基準燃料費調整単価＋㈱に定める特別措置の燃料費調整単価

㈡　１キロリットル当たりの平均燃料価格が27,400円の場合

燃料費調整単価＝㈱に定める特別措置の燃料費調整単価

㈢　１キロリットル当たりの平均燃料価格が27,400円を上回り，かつ，基準燃料費調整単価が，㈱に定める特別措置の燃料費調整単価を下回る場合

燃料費調整単価＝㈱に定める特別措置の燃料費調整単価－基準燃料費調整単価

㈣　１キロリットル当たりの平均燃料価格が27,400円を上回り，かつ，基準燃料費調整単価が，㈱に定める特別措置の燃料費調整単価以上となる場合

燃料費調整単価＝基準燃料費調整単価－㈱に定める特別措置の燃料費調整単価

㈱　特別措置の燃料費調整単価

ａ　定額制供給の場合

⑷　定額電灯および公衆街路灯Ａ

特別措置の燃料費調整単価は，各契約負荷設備ごとに１月につき次のとおりといたします。

		2026年12月の検針日から2027年１月の検針日の前日までの期間	2027年１月の検針日から2027年３月の検針日の前日までの期間
電灯	10ワットまでの１灯につき	３円８８銭	１７円４８銭
	10ワットをこえ20ワットまでの１灯につき	７円７７銭	３４円９６銭
	20ワットをこえ40ワットまでの１灯につき	１５円５４銭	６９円９１銭
	40ワットをこえ60ワットまでの１灯につき	２３円３０銭	１０４円８７銭
	60ワットをこえ100ワットまでの１灯につき	３８円８４銭	１７４円７８銭
	100ワットをこえる１灯につき100ワットまでごとに	３８円８４銭	１７４円７８銭
小型機器	50ボルトアンペアまでの１機器につき	１１円６０銭	５２円２０銭
	50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの１機器につき	２３円２０銭	１０４円４１銭
	100ボルトアンペアをこえる１機器につき50ボルトアンペアまでごとに	１１円６０銭	５２円２０銭

(b) 臨 時 電 灯 A

特別措置の燃料費調整単価は，契約負荷設備の総容量（入力）によって，１日につき次のとおりといたします。

	2026年12月の検針日から2027年１月の検針日の前日までの期間	2027年１月の検針日から2027年３月の検針日の前日までの期間
総容量が50ボルトアンペアまでの場合	０円３１銭	１円４１銭
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	０円６３銭	２円８２銭
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	０円６３銭	２円８２銭
総容量が500ボルトアンペアをこえ１キロボルトアンペアまでの場合	６円２６銭	２８円１７銭
総容量が１キロボルトアンペアをこえ３キロボルトアンペアまでの場合１キロボルトアンペアまでごとに	６円２６銭	２８円１７銭

(c) 臨 時 電 力

特別措置の燃料費調整単価は，次のとおりといたします。

	2026年12月の検針日から2027年１月の検針日の前日までの期間	2027年１月の検針日から2027年３月の検針日の前日までの期間
契約電力１キロワット１日につき	６円５８銭	２９円６１銭
契約電力0.5キロワットの場合１日につき	３円２９銭	１４円８１銭

⑷　農事用電力Ｂ（脱穀調整需要）

特別措置の燃料費調整単価は，次のとおりといたします。

	2026年12月の検針日から2027年１月の検針日の前日までの期間	2027年１月の検針日から2027年３月の検針日の前日までの期間
契約電力0.5キロワットの場合１日につき	１円６５銭	７円４０銭
契約電力１キロワットの場合１日につき	３円２９銭	１４円８０銭
契約電力２キロワットの場合１日につき	６円５８銭	２９円６１銭
契約電力３キロワットの場合１日につき	９円８７銭	４４円４１銭
契約電力４キロワットの場合１日につき	１３円１６銭	５９円２１銭
契約電力５キロワットの場合１日につき	１６円４５銭	７４円０１銭

ｂ　従量制供給の場合

特別措置の燃料費調整単価は，次のとおりといたします。

	2026年12月の検針日から2027年１月の検針日の前日までの期間	2027年１月の検針日から2027年３月の検針日の前日までの期間
１キロワット時につき	１円００銭	４円５０銭

⑶　燃料費調整額

イ　定額制供給の場合

⑴　定額電灯および公衆街路灯Ａ

燃料費調整額は，⑵によって算定された各契約負荷設備ごとの燃

料費調整単価の合計といたします。

⑵　臨時電灯Ａ，臨時電力および農事用電力Ｂ（脱穀調整需要）

燃料費調整額は，⑵によって算定された各契約種別ごとの燃料費調整単価といたします。

ロ　従量制供給の場合

燃料費調整額は，その１月の使用電力量に⑵によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。ただし，従量電灯Ａまたは供給約款附則３（公衆街路灯のお客さまについての特別措置）の場合は，最低料金の燃料費調整額は，最低料金適用電力量に⑵によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。また，電力量料金の燃料費調整額は，その１月の使用電力量から最低料金適用電力量を差し引いたものに⑵によって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

２　基　準　単　価

基準単価は，平均燃料価格が1,000円変動した場合の値といたします。

⑴　定額制供給の場合

イ　定額電灯および公衆街路灯Ａ

基準単価は，各契約負荷設備ごとに１月につき次のとおりといたします。

電灯	10ワットまでの１灯につき	５３銭０厘
	10ワットをこえ20ワットまでの１灯につき	１円０５銭９厘
	20ワットをこえ40ワットまでの１灯につき	２円１１銭９厘
	40ワットをこえ60ワットまでの１灯につき	３円１７銭９厘
	60ワットをこえ100ワットまでの１灯につき	５円２９銭８厘
	100ワットをこえる１灯につき100ワットまでごとに	５円２９銭８厘
小型機器	50ボルトアンペアまでの１機器につき	１円５８銭３厘
	50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの１機器につき	３円１６銭５厘
	100ボルトアンペアをこえる１機器につき50ボルトアンペアまでごとに	１円５８銭３厘

ロ　臨 時 電 灯 Ａ

基準単価は，契約負荷設備の総容量（入力）によって，１日につき次のとおりといたします。

総容量が50ボルトアンペアまでの場合	４銭３厘
総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合	８銭６厘
総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに	８銭６厘
総容量が500ボルトアンペアをこえ１キロボルトアンペアまでの場合	８５銭４厘
総容量が１キロボルトアンペアをこえ３キロボルトアンペアまでの場合１キロボルトアンペアまでごとに	８５銭４厘

ハ　臨　時　電　力

基準単価は，次のとおりといたします。ただし，契約電力が0.5キロワットの場合の基準単価は，契約電力が１キロワットの場合の基準単価の半額といたします。

契約電力１キロワット１日につき	８９銭８厘

ニ　農事用電力Ｂ（脱穀調整需要）

基準単価は，次のとおりといたします。

契約電力	0.5ｷﾛﾜｯﾄ	1ｷﾛﾜｯﾄ	2ｷﾛﾜｯﾄ	3ｷﾛﾜｯﾄ	4ｷﾛﾜｯﾄ	5ｷﾛﾜｯﾄ
１日につき	円　銭　厘 0.224	円　銭　厘 0.449	円　銭　厘 0.898	円　銭　厘 1.346	円　銭　厘 1.795	円　銭　厘 2.243

⑵　従量制供給の場合

基準単価は，次のとおりといたします。

１キロワット時につき	１３銭６厘

３　燃料費調整単価等の掲示

当社は，１⑴の各平均燃料価格算定期間における１キロリットル当たりの平均原油価格，１トン当たりの平均液化天然ガス価格，１トン当たりの平均石炭価格および１⑵によって算定された燃料費調整単価をあらかじめ当社の事務所に掲示いたします。

（添付書類）

電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令第26条の規定に基づく添付書類

（電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令第26条第１号）

特定小売供給約款以外の供給条件による供給を必要とする理由

（電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令第26条第２号）

特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

（電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令第26条第１号）

特定小売供給約款以外の供給条件による供給を必要とする理由

特定小売供給約款以外の供給条件による供給を必要とする理由

当社は、2026年10月29日の高市内閣総理大臣記者会見において物価高への対応として発表された内容に基づく電気料金の支援措置の実施について、電気料金の値引きを通じて生活者・事業者を支援するという趣旨に鑑み、支援対象となるすべての需要家に迅速に支援を届けるよう、経済産業省から要請を受けたところであります。

ついては，本要請を踏まえて支援措置の実施に協力するにあたり，特定小売供給約款に基づき算定される2027年１月分の電気に適用となる燃料費調整単価から、1キロワット時につき1.0 円（消費税等相当額を含む）を、2027年２月分および３月分の電気に適用となる燃料費調整単価から、１キロワット時につき4.5 円（消費税等相当額を含む）を軽減する措置を実施することといたしました。

本措置は，応急かつ暫定的な措置であることから，平成26年改正法附則第16条第４項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される旧電気事業法第21条第１項の規定により特定小売供給約款以外の供給条件を設定する必要があり，認可を申請する次第であります。

以　上

（電気事業法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する省令第26条第２号）

特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

特別措置の燃料費調整単価の算出根拠

特別措置の燃料費調整単価

○従量制供給の場合

		2027年１月分	2027年２月分および３月分
		(a)	(b)
１キロワット時につき	低圧で供給を受ける場合	1円00銭	4円50銭

○定額制供給の場合

契約種別	対象	範囲	単位	みなしkWh（※１）	2027年１月分（※２）	2027年２月分および３月分（※２）
				(c)	(a)*(c)	(b)*(c)
定額電灯および公衆街路灯Ａ	電灯	10ワットまで	１灯	3.884	3円88銭	17円48銭
		10ワットをこえ20ワットまで	〃	7.768	7円77銭	34円96銭
		20ワットをこえ40ワットまで	〃	15.536	15円54銭	69円91銭
		40ワットをこえ60ワットまで	〃	23.304	23円30銭	104円87銭
		60ワットをこえ100ワットまで	〃	38.840	38円84銭	174円78銭
		100ワットをこえる100ワットまでごとに	〃	38.840	38円84銭	174円78銭
	小型機器	50ボルトアンペアまで	１機器	11.601	11円60銭	52円20銭
		50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまで	〃	23.202	23円20銭	104円41銭
		100ボルトアンペアをこえる50ボルトアンペアまでごとに	〃	11.601	11円60銭	52円20銭
臨時電灯Ａ		総容量が50ボルトアンペアまでの場合１日につき	１契約	0.313	0円31銭	1円41銭
		総容量が50ボルトアンペアをこえ100ボルトアンペアまでの場合１日につき	〃	0.626	0円63銭	2円82銭
		総容量が100ボルトアンペアをこえ500ボルトアンペアまでの場合100ボルトアンペアまでごとに１日につき	〃	0.626	0円63銭	2円82銭
		総容量が500ボルトアンペアをこえ１キロボルトアンペアまでの場合１日につき	〃	6.260	6円26銭	28円17銭
		総容量が１キロボルトアンペアをこえ３キロボルトアンペアまでの場合１キロボルトアンペアまでごとに１日につき	〃	6.260	6円26銭	28円17銭

契約種別	対象	範囲	単位	みなしkWh（※１）	2027年１月分（※２）	2027年２月分および３月分（※２）
				(c)	(a)*(c)	(b)*(c)
臨時電力		0.5キロワットの場合１日につき	１契約	―	（※３）3円29銭	（※３）14円81銭
		１キロワット１日につき	１キロワット	6.579	6円58銭	29円61銭
農事用電力Ｂ（脱穀調整需要）		0.5キロワットの場合１日につき	１契約	1.645	1円65銭	7円40銭
		１キロワットの場合１日につき	〃	3.289	3円29銭	14円80銭
		２キロワットの場合１日につき	〃	6.579	6円58銭	29円61銭
		３キロワットの場合１日につき	〃	9.868	9円87銭	44円41銭
		４キロワットの場合１日につき	〃	13.158	13円16銭	59円21銭
		５キロワットの場合１日につき	〃	16.447	16円45銭	74円01銭

※１　みなしkWhは，現行単価の設定時の算定において用いた諸元と同一である。具体的な計算は，「電源開発促進税法取扱通達」（課税標準数量の計算等）に定める方法等により算定している。

※２　小数点以下第３位で四捨五入して算定した。

※３　１キロワットの場合の単価の半額とし，小数点以下第３位で四捨五入して算定した。